

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（別表）

（平成二十五年 内閣府、総務省、法務省、  
外務省、財務省、文部科学省、  
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省、防衛省

告示第一号）改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別表第一（終末処理場等における下水処理量当たりの温室効果ガス排出量の算出方法）</p> <p>二 終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の算出は、次の式によるものとする。</p> $= (A + B + C - D) / E$ <p>この式において、<u>        </u>、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><u>        </u>：終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量（単位 処理下水量1立方メートル当たりのキログラムで表した温室効果ガスの量を二酸化炭素の量に換算したもの）</p> <p>A：当該終末処理場等において1年間に使用された電気及び化石燃料等のエネルギーの使用に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）</p> <p>B：当該終末処理場等において1年間に下水の処理（汚泥の処理を含む。以下同じ。）に伴って排出された一酸化二窒素排出量（単位 キログラムで表した一酸化二窒素の量を</p>	<p>（新設）</p>

二酸化炭素の量に換算したもの)

C：当該終末処理場等において1年間に下水の処理に伴って排出されたメタン排出量(単位 キログラムで表したメタンの量を二酸化炭素の量に換算したもの)

D：当該終末処理場等において1年間に当該施設の外部へ供給された電気、熱又は当該終末処理場等において生じた下水汚泥を原材料として製造された燃料による二酸化炭素削減効果(単位 キログラムで表した二酸化炭素の量)

E：当該終末処理場等における1年間の処理下水量(単位 立方メートル)

別表第二(終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の目安) (新設)

一 下水道管理者が設置する終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の平均的な目安は、次表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第二欄に掲げる値とする。

二 下水道管理者が設置する終末処理場等について、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずることによる処理下水量当たりの温室効果ガス排出量は、同表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表第三欄に掲げる値を目安とする。

施設の種類	一 に規定する値	二 に規定する値
汚泥焼却炉を有する終末処理場等	$y = y + y$ $\log(y) = -0.282 \log(x) + 0.846$	$y = y + y$ 以下 $\log(y) = -0.466 \log(x) + 1.585$

(高度処理施設を有するものを除く。)	$y = 0.222$	$y = 0.117$
標準活性汚泥法による処理を行う終末処理場等(汚泥焼却炉を有しないもの)	$y = y + y$ $\log(y) = -0.208 \log(x) + 0.059 \log(m) - 0.368 \log(n) + 0.092$ $y = 0.0645$	$y = y + y$ 以下 $\log(y) = -0.472 \log(x) + 0.134 \log(m) - 0.835 \log(n) + 0.565$ $y = 0.0645$
高度処理施設を有する終末処理場等(汚泥焼却炉を有しないもの)	$y = y + y$ $\log(y) = -0.293 \log(x) + 0.811$ $y = 0.0257$	$y = y + y$ 以下 $\log(y) = -0.519 \log(x) + 1.659$ $y = 0.0257$
OD(オキシデーションディッチ)法による処理を行う終末処理場等(汚泥焼	$y = y + y$ $\log(y) = -0.234 \log(x) - 0.302 \log(n) + 0.258$ $y = 0.0645$	-

却炉を有し ないもの)		
----------------	--	--

備考

- 1 この表の第二欄及び第三欄において、 $x$ 、 $y$ 、 $y_1$ 、 $y_2$ 、 $m$ 及び $n$ はそれぞれ次の値を表すものとする。
  - $x$  終末処理場等の1日当たりの平均処理下水量（単位 1日当たりの立方メートルで表した量）
  - $y$  終末処理場等における処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の目安（単位 処理下水量1立方メートル当たりのキログラムで表した温室効果ガスの量を二酸化炭素の量に換算したもの）
  - $y_1$  終末処理場等における処理下水量当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量の目安（単位 処理下水量1立方メートル当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）
  - $y_2$  終末処理場等における処理下水量当たりのメタン及び一酸化二窒素排出量の目安（単位 処理下水量1立方メートル当たりのキログラムで表したメタン及び一酸化二窒素の量を二酸化炭素の量に換算したもの）
  - $m$  終末処理場等に流入する下水の生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 処理下水量1リットル当たりのミリグラムで表した生物化学的酸素要求量）
  - $n$  終末処理場等における現有処理能力に対する実処理下水量の比率
- 2 この表の第三欄の算定において、終末処理場等の1日当たりの平均処理下水量の適用範囲は、1万立方メートル以上10万立方メートル以下とする。
- 3 この表の第二欄及び第三欄の算定において、エネルギーの使用に伴う

二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.17キログラムを、LPGについては1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。

別表第三（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法）

（略）

別表第四（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安）

一・二 （略）

備考

1 （略）

2 この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発熱量は1キログラム当たり7500キロジュールを、灰分は10パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.17キログラムを、LPGについては1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。

別表第一（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法）

（略）

別表第二（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安）

一・二 （略）

備考

1 （略）

2 この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発熱量は1キログラム当たり7500キロジュールを、灰分は10パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.24キログラムを、LPGについては1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。